ID: 435

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	合葬式墓地使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例　第28条第1項
例規番号	昭和28年条例第28号

【根拠条文】

（使用料）

第28条　使用料は、次の区分により定める額とし、一時安置室及び合葬室にあつては使用許可の際に、記名板にあつては申込みの際に徴収する。

種別	単位	金額
一時安置室	一体につき	200,000円
合葬室	一体につき	100,000円
記名板	一単位(120㎜×45㎜)につき	30,000円

2　第23条第2項ただし書の規定により、本市外に住所を有する者に使用を許可するときは、前項の規定による使用料の2割を増加した額をその使用料とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	令和3年10月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日